

受給開始年齢の引き上げか給付水準の引き下げか

社会保障制度改革国民会議は去る8月、最終報告書をとりまとめ、安倍首相に提出した。2012年の社会保障・税一体改革において三党合意により年金関連4法案が成立しており、その着実な実施が求められているなかでの報告書であった。年金関連で新たな具体的提案を求めて、その実現に必要な政治的エネルギーは極めて乏しかったと思われる。報告書が残された課題に関する論点整理に終始したのは、やむを得ないだろう。

報告書は受給開始年齢の引き上げについて「直ちに具体的な見直しをする環境にはない」としつつ、中長期的課題であると整理した。そして「2004年の制度改革によって、将来の保険料を固定し、固定された保険料率による資金投入額に年金の給付総額が規定される財政方式に変わったため、支給開始年齢を変えても、長期的な年金総額は変わらない」と特記した。受給開始年齢を引き上げても、年金の運営が楽になるわけではないというのである。

ただ、受給開始年齢を引き上げれば、年金の給付水準は、その分だけ実質引き下げ分を少なくすることができる。とくに基礎年金水準は従来より実質的に25%ほど引き下げる計画となっている(1人月額6.6万円→5万円。受給開始年齢を引き上げない場合)。このことを問題視しなくてよいのだろうか。基礎年金のみの受給者は依然として少なくない。加えて、基礎年金からは住民税・健康保険料・介護保険料が天引きされている。天引き額は今後さらに実質的に増える方向にあり、基礎年金の実質手取り額は将来、3割前後の減となるだろう。医療や介護の自己負担分をその中から捻出することは今後、ますます困難になっていく。「貧困老人」が増え、生活保護費を圧迫することは目に見えている。

今、問われているのは受給開始年齢の引き上げか、それとも給付水準の引き下げか、という選択



年金シニアプラン
総合研究機構
研究主幹
高山憲之

である。年金は老後生活費の基盤となることが期待されている。その期待を裏切ると、年金への不満や失望が高まるに違いない。

一方、受給開始年齢の引き上げにより、「65歳になっても年金はもらえないのか」という思いを多くの青壯年が抱くようになる。それが年金不信を増幅させるという意見もある。

受給開始年齢の引き上げは本則上の話であり、60歳からの受給開始を望む人は過去も現在も、そして将来も60歳から年金をもらうことができる(減額つき)。このことを理解していない人が依然として多く、冷静な議論や判断を妨げている。

65歳時点の平均余命は今後、一段と伸びると予想されており、本則上の受給開始年齢を引き上げても60歳からの繰り上げ受給に伴う給付減額率(現行では30%)を変更する必要性は年金数理的にはない。

無論、企業年金がつなぎ機能を強めたり、高齢者の就業機会が拡大したりすると、受給開始年齢引き上げの政治的 possibility は高くなる。

ちなみにデンマークやオランダ、イタリアでは平均余命が伸長していくのにあわせて、その分だけ年金受給開始年齢を自動的に遅らせることを既に決定した。英国も同様の改革を進めている。

デンマーク等では「どの世代も年金の平均受給期間は同じ年数とする。平均余命が伸びれば受給開始年齢をその分、自動的に遅らせる。月々の年金給付額がどの世代にとっても実質的に同じであれば、生涯に受給する年金総額はどの世代も同額となり、公平である」と考えた。

日本でも、このような考え方を受け入れられるのではないか。年金保険料は上限が既に固定されており、保険料上限の引き上げは、いまや政治的には不可能に近い。年金への税金の追加投入も、もはや現実的だとは思えないからである。